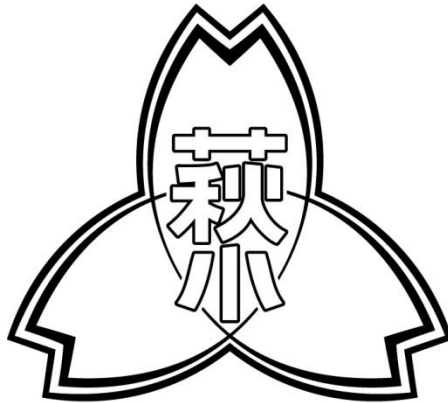


要保存  
2023 版

# PTAのしおり



東村山市立萩山小学校

〒189-0012

東京都東村山市萩山町4丁目16番地1

[TEL:042-391-8116](tel:042-391-8116)

FAX:042-397-5405

## 《 目 次 》

東村山市立萩山小学校PTA会則 .....	1
東村山市立萩山小学校PTA活動要綱 .....	7
萩山小学校 PTA組織図 .....	8
1. PTAとは .....	9
2. 総 会.....	9
3. 各委員会と委員の仕事 .....	9
【運営委員会】 .....	9
【その他の委員会】 .....	10
【選挙管理委員会】 .....	10
【役員会】 .....	10
【会計監査】 .....	11
【サークル】 .....	11
《他団体とのつながり》 .....	12
萩山小学校地区割り表.....	13

# 東村山市立萩山小学校PTA会則

2023年度 改訂版

# 東村山市立萩山小学校PTA会則

## 第1章 名称

第1条 この会は、萩山小学校PTAといい、事務局を萩山小学校PTA室に置く。

## 第2章 目的

第2条 この会は、保護者と教員が協力して、家庭・学校・社会の教育と、教育環境をよくし、児童の幸せを増すとともに、会員の教養を高め、親和をはかることを目的とする。

## 第3章 方針

第3条 この会は、第2章の目的を遂げるための民主団体として、第3章の方針に従って活動する。

1. 学年・学級・地区での話し合いをさかんにし、会員の総意を集めて活動する。
2. 児童の教育並びに幸福のために活動する他の団体及び機関と協力する。
3. 特定の政党や宗教に偏ることなく、営利を目的とするような行為を行わない。また会の名を利用し、または役員立場で、公私の選挙運動に関係しない。
4. 学校の人事及び経営管理に干渉しない。

## 第4章 会員

第4条 この会の会員は以下の通りである。

1. 萩山小学校児童の父母、またこれに代わる者。
2. 萩山小学校の教員。
3. 会員は、すべて平等の権利と義務をもつ。

## 第5章 会計

第5条 この会の経費は、会費及びその他の収入でまかなう。

第6条 会費は世帯単位とし、総会で決定する。

第7条 会計年度は、毎年4月1日に始まり3月31日に終わる。

## 第6章 選挙管理委員会

第8条

1. この会を運営する役員及び会計監査を選出するために、選挙管理委員会を置く。
2. 役員及び会計監査の選出は細則による。

## 第7章 役員及び会計監査

第9条 この会の役員及び会計監査は以下の通りとする。

1. 会長 1名（P）
2. 副会長 2名ないし3名（P）
3. 書記 3名ないし4名（P 2名ないし3名、T 1名）
4. 会計 2名ないし3名（P 1名ないし2名、T 1名）
5. 会計監査 2名（P 2名）

P＝保護者 T＝教員

第10条

1. 役員の任期は1年とする。但し1年に限り再任してもよい。
2. 会計監査の任期は1年とする。

第11条 役員及び会計監査の任期は以下の通りである。

1. 会長は、会を代表し会務をまとめ、諸会議を招集する。
2. 副会長は、会長を補佐し会長に事故ある時はこれに代わる。
3. 書記は、各委員会の報告をまとめ、会全般の庶務を取り扱う。
4. 会計は、会全般の会計事務を行い、諸会議に報告する。
5. 会計監査はその年度の会計を監査し、総会及び年2回運営委員会に報告する。

第12条 役員及び会計監査の選出は、会員の総意に基づいて、選挙管理委員会が行う。また選出方法は細則にもとづく。

## 第8章 総会・役員会

第13条

1. 総会は、この会の最高決議機関で、毎年5月に開く。
2. 運営委員会が必要と認めた時、または会員の1/10以上の要求があった時、会長は1ヶ月以内に臨時総会を招集しなければならない。

第14条 定期総会にはそれぞれ次の事項が行われる。

1. 前年度の活動ならびに決算報告の審議・承認
2. 役員・会計監査の承認及び就任
3. 新年度活動計画及び予算の審議・決定
4. その他、重要事項の審議・決定

第15条 総会の日時・場所・議事の内容は3日前までに全会員に知らせる。

第16条 総会の成立は、会員（世帯単位）の1/3以上とし、委任状を認める。議決は出席者の過半数による。

第17条 役員会は、役員及び校長・副校長で構成し、各集会からの問題調整をはかり、緊急事項を処理する。

## 第9章 運営委員会

第18条 運営委員会は、総会議案の審議・総会準備及び各委員会の連絡調整をはかり、PTA活動を推進する。

第19条

1. 運営委員会は、役員・各委員会の正副委員長・青少対リーダー・校長・副校長で構成される。
2. 運営委員会の議決は、議決権を持つ出席者の過半数による。

第20条 運営委員会は、必要に応じて随時開く。

第21条 すべての会員は、運営委員会に出席して意見を述べることができるが、議決権はない。

## 第10章 委員会

第22条 この活動を円滑に行うため、次の委員会を置く。

1. 青少対出向
2. その他、運営委員会が必要と認めた委員会

第23条

1. 青少対出向は、各学年から選ばれた青少対出向者と教員によって構成する。
2. 各委員会は、正副委員長を互選する。

第24条

1. 会員の親睦をはかり、PTA活動を円滑にするために、同好者が集まりサークルを作ることができる。
2. 会員は、運営委員会の承認を得てサークルを作ることができる。
3. サークルの世話人は、活動内容を役員会に報告する。

## 第11章 細則

第25条 細則は、この会則に反しない限り、運営委員会で決めることができる。但し、その結果を直ちに全会員に知らせる。

## 第12章 会則改正

第26条 会則の改正は、総会出席者の議決を必要とする。

## 第13章 付則

第27条 この会則は、昭和59年6月15日から実施する。

## 細 則

### 第1条 地区割り

1. 学区内を12地区に分ける。但し運営委員会の決定により増減できる。

### 第2条 会員の規定

1. 特別の事情がある場合は、会費を免除する。
2. 転出の時は、申し出があれば返金する。

### 第3条 予算の費目外使用

予算の費目外使用及び予備費の使用については、運営委員会の承認を必要とする。

### 第4条 弔慰規定

会員その配偶者及び児童を対象とする。火災及び死亡に際し1件5千円とする。

### 第5条 選挙管理委員会の選出

1. T会員を1名選出する。選出人数は、T会員を1名。P会員は学年1クラスの場合1名または2名、学年2クラス以上に関しては、学級数×1名を選出する。
2. 前項の選出された委員の中から、正副委員長各1名を互選する。
3. 選挙管理委員を1期務めた会員から免除申請があった場合、選挙管理委員の選出対象から外す。
4. 役員を1期務めた会員から免除申請があった場合、選挙管理委員の選出対象から外す。(ただし、会計監査は含まない)
5. はぎやまファンクラブ運営メンバー在任中の会員から免除申請があった場合、選挙管理委員の選出の対象から外す。(ただし、はぎやまファンクラブを退会した場合は選出対象となる)

### 第6条 役員及び会計監査の選出

1. 選出方法は、その都度運営委員会で決定する。
2. 会長を1期務めた会員から免除申請があった場合、役員・委員選出の対象から外す。
3. 役員を2期務めた会員から免除申請があった場合、役員選出の対象から外す。
4. その年のはぎやまファンクラブ理事局の会員から免除申請があった場合、役員の選出の対象から外す。(ただし、はぎやまファンクラブを退会した場合は選出対象となる)

## 第7条 青少年対策委員会の選出

1. T 会員を1名選出する。選出人数は、T 会員を1名。  
P 会員は学年1クラスの場合1名または2名、学年2クラス以上に関しては学級数×1名を選出する。
2. 前項の選出された委員の中から、正副委員長各1名を互選する。
3. 青少対委員を1期務めた会員から免除申請があった場合、青少対委員の選出対象から外す。
4. 役員を1期務めた会員から免除申請があった場合、青少対委員の選出対象から外す。(ただし、会計監査は含まない)
5. その年のはぎやまファンクラブ理事局の会員から免除申請があった場合、青少年対策委員の選出の対象から外す。(ただし、はぎやまファンクラブを退会した場合は選出対象となる)

## 付 則

平成20年改訂分までは記載省略。

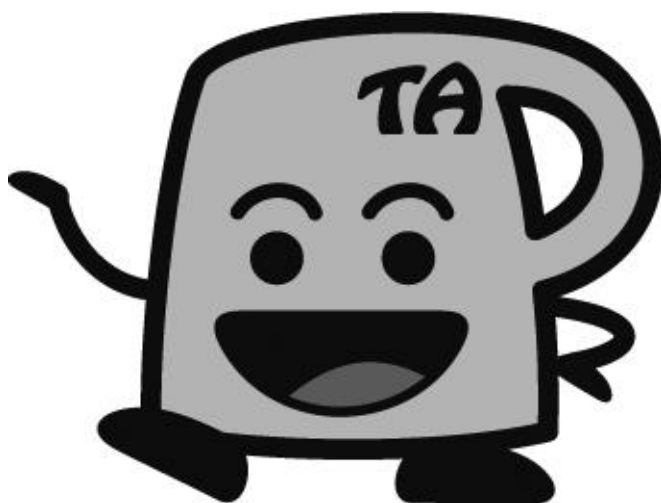
平成22年5月14日、会則を現状にあわせ大幅な見直し及び実施。

平成27年5月21日、会則を現状にあわせ大幅な見直し及び実施。

令和5年6月29日、会則を現状にあわせ大幅な見直し及び実施。

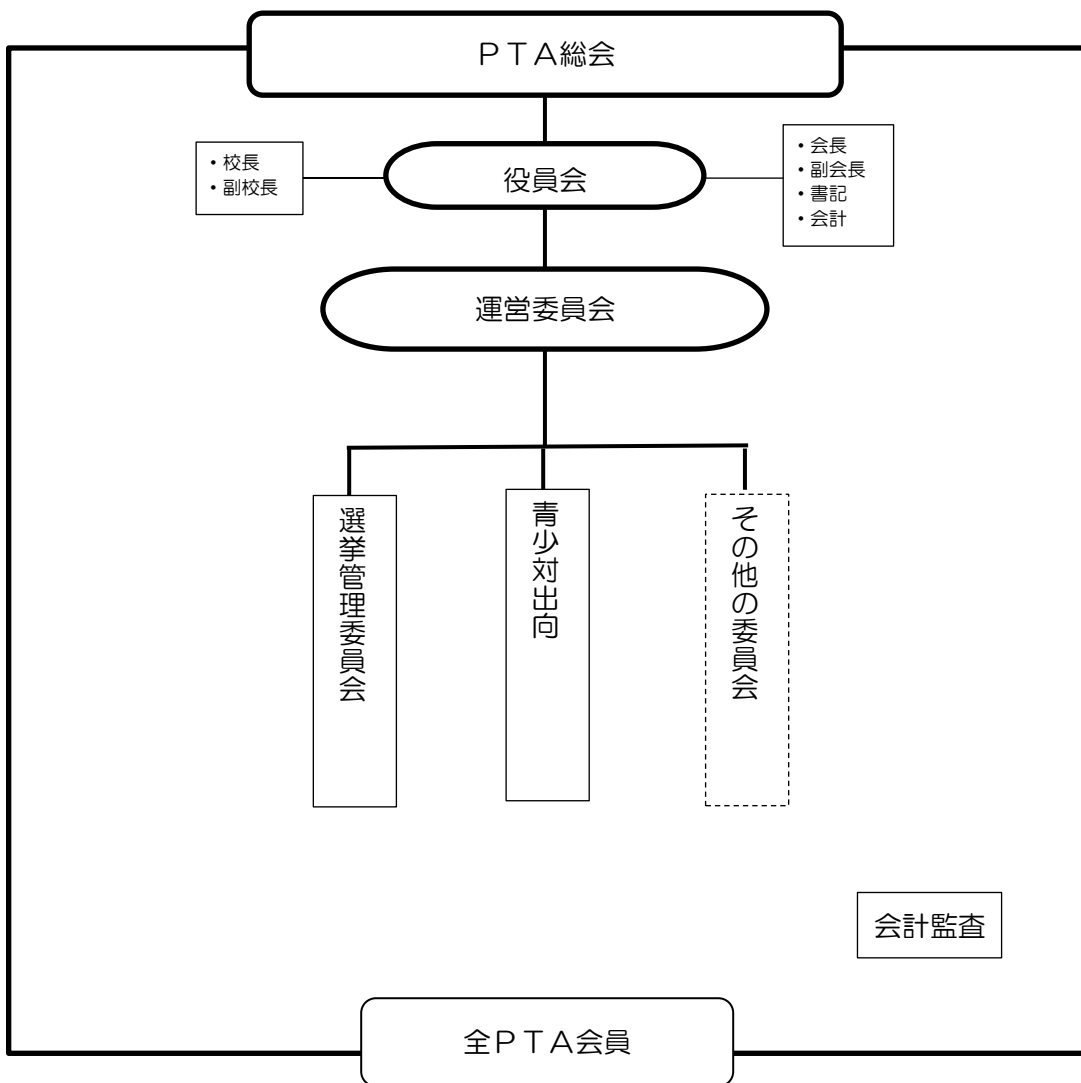
# 東村山市立萩山小学校PTA活動要綱

PTAの仕事内容です！



ぴーたくん

# 萩山小学校 P T A組織図



\*\*\*\*\*

## 萩山小学校 運営委員会を構成する委員会

運営委員会

役員会、各委員会の正副委員長が出席する委員会です。  
全PTA会員が出席するPTA総会に次ぐ決議機関です。

# 萩山小学校PTA活動要綱

## 1. PTAとは

PTAとは、保護者と教員で成り立っている会です。保護者と教員が同等の立場で、家庭・学校地域社会における子どもの幸福の増進を目指し、協力することを目的としています。

そのために、何をすればよいか会員同士の話し合いや学習を通じて、具体的に活動を進めると同時に会員一人一人が社会人として、より一層の成長をするようにお互いに励ましあう場でもあります。

萩山小学校PTAは、昭和35年小学校の創立と同時に結成され、常に子どもの幸福を念頭に着実な歩みを進めてきました。

PTAの活動は、会員一人一人の協力があって初めてできるものです。各種の集会・行事には積極的に参加しましょう。

## 2. 総会

定期総会は、前年度の活動、決算報告及び新年度の役員、会計監査の承認を得て年間活動計画及び予算を決める最も重要な集まりで、毎年5月に全会員出席のもとに開かれます。

できるだけ出席することが望ましいのですが、出席できない会員は、委任状を提出しなければなりません。

その他、運営委員会が必要と認めた時または、会員の1/10以上の要求があった時は、臨時総会が開かれます。

## 3. 各委員会と委員の仕事

### 【運営委員会】

運営委員会は、総会に次ぐ議決機関で総会議案について話し合い、準備を進めます。また、各委員会の連絡調整をはかりPTA活動の推進役となります。

運営委員会は、必要に応じていつでも開くことができます。

運営委員は、自分の属する委員会とのパイプ役ですから、できるだけ多くの会員の意見が反映されるように努めましょう。運営委員会には、誰でも出席して討論に加わることができますが、運営委員以外は議決権がありません。

### 【その他の委員会】

P T A全体で、何か課題を検討したい時や行事を行いたい時は、運営委員会の承認を得て委員会を作ることができます。

### 【選挙管理委員会】

選挙管理委員会は、役員・会計監査の候補者選出に関する仕事をします。選出方法については年度始めに決定し、運営委員会で承認を得ます。

話し合いの席では、お互いに思いやりを持って気持ちよく候補者が決まるように会を運びます。1回の話し合いで決まらない場合は、お互いに納得がいくまで話し合いを重ねることができます。

その他に、入学・進級後の春の保護者会で、各委員選出の手伝いをします。

任期は次の総会で役員候補者が承認されるまでです。正副委員長は運営委員会に出席し、活動の経過を報告します。

### 【役員会】

役員会は、P T Aの活動が円滑に行われるように、各委員会からの問題の調整をはかり、急を要する問題を処理します。

役員は、P T A全体をまとめ、会員が楽しい雰囲気の中で有意義な活動ができるようにすると同時に、学校・他校P T A・他団体に対する窓口ともなります。各役員の仕事は次の通りです。

### ◎会長・副会長

会長は、会のまとめ役でありP T A行事やP T Aで出す文章など、P T Aの運営全てについての責任者となります。とはいえ、全く同じ会員なのですから、あまり負担にならないよう、誰でも気楽に会長役を引き受けられるよう周囲の理解が望まれます。

副会長は、会長の補佐などを行います。

＊総会・運営委員会・役員会、その他必要と認められた会を開きます。

＊P T Aを代表して、必要に応じて式典に参列します。また会員の家でご不幸があった場合、葬儀に参列することもあります。

### ◎書 記

書記は、P T Aの運営について重要な事柄の記録、会員への連絡を担当します。

＊運営委員会の記録、報告作成

＊総会資料作成

## ◎会 計

会計は、総会で決められた予算に従って、お金の出し入れを担当します。

\* P T A会費の集金および管理をします。

(会員からの支払い請求に応じ、適切なものは支払う)

\* 1年に2回監査を受けます。

\* 各期決算書を作成し、監査を受けた後、運営委員会・新旧運営委員会・総会にて報告します。

\* 積立金の管理・P T A保険に関する諸手続きを行います。なお、会計担当は原則として支払請求はできません。

### 【会計監査】

監査は、次の観点に立って会計を監査します。

\* 会費が規定通り集金され、それが正しく記録され収受されているか。

\* 各種の行事が会の決まりに基づいて行われ、それに伴う支出が適性であるか。

\* 総会で承認された予算に照らして、正しい支出をしているか。

\* 無駄使いや不正な点はないか。

\* 領収書の整備や会計簿の記載に不備や誤りがないか。

監査は、1年に2回行います。各監査対象期間は会計に同じ。結果を監査後の運営委員会・新旧運営委員会・総会で報告します。監査作業及び報告は代理人をたてられません。(総会での承認が必要なため)会計監査はその任期中、他の活動のための委員を兼ねることはできません。

### 【サークル】

サークルは、希望者の自主的な集まりですが、運営委員会の承認を得て新設が認められます。

サークルの運営、活動は全て自分たちで行います。また費用は自己負担ですが、全会員を対象とした大会などを催す場合は、運営委員会を通してその費用を請求することができます。部員勧誘、活動状況報告を行うこともできます。

## 《他団体とのつながり》

### ★東村山市立小・中学校PTA連合協議会

略称「P連」は、東村山市内の各小・中学校単位PTAから出た、出向者1～4名（うち1名は会長）、校長、副校長からなる理事会によって運営されています。

各単位PTA（普通「単P」と呼んでいます）の自主性を尊重し、緊密な連絡と協力によって、東村山市の教育の進展に寄与することを目的としています。その目的を達成するために、共通問題の協議や研修会、その他必要に応じた活動をしています。

（協力団体：学校保健会、献血推進協議会、交通事故防止審議会、青少年間協議会、覚醒剤乱用防止推進協議会など）

### ★東村山市青少年対策第3地区委員会

略称「青少対」は、3中地区（3中、萩山小、東萩山小、野火止小）の青少年を取り巻く社会環境を良くし、地区社会における青少年の健全な育成をはかることを目的として、環境美化デーなど、いろいろな活動を行っています。

### ★はぎやまファンクラブ

土曜講座萩山ファンクラブは地域のボランティア講師と連携しファンクラブ運営委員会が運営しています。

萩山小学校の子どもたちの、「やりたい！」気持ちを応援し様々な経験を通して豊かな心を育むお手伝いを目的とした活動です。

地域の方々との繋がりを大切にし、年6回程度、萩山小学校で土曜に開催されます。

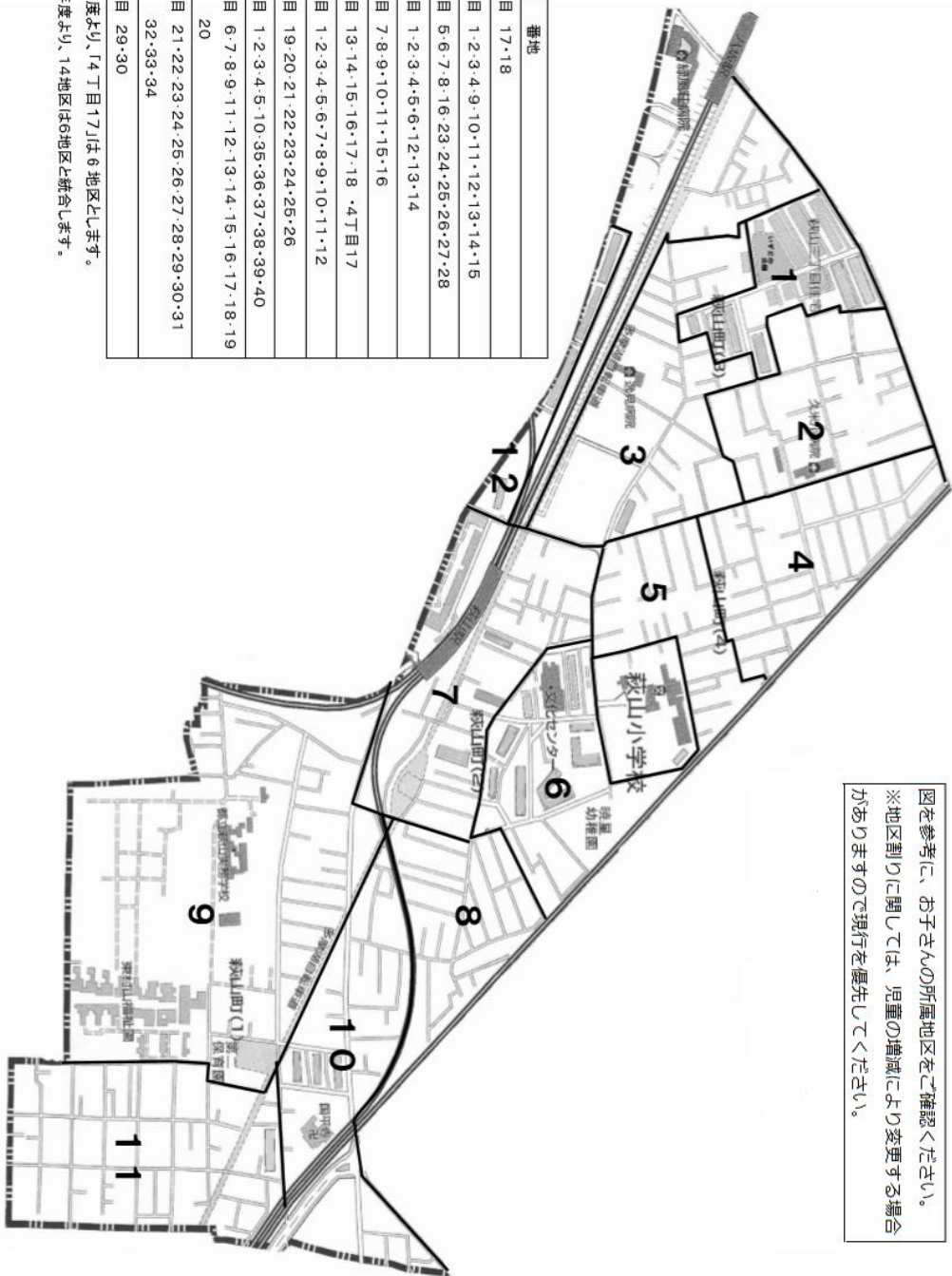
### ★萩山小学校子供を守る地域防犯連絡協議会

通称『防連協』と呼ばれ、小学校・警察署・社会福祉協議会・市役所との連携による活動を展開しています。防犯パトロールや見守り活動を行い、自宅からでも『サポーター』として参加可能です。また、近隣住民に目配りや声かけをして、異常があった場合には専門機関に連絡をしています。雨の日や暑い日…日々頑張る子供達の安全を願い、萩山小学校区の通学路にて見守りをしています。

# 萩山小学校地区割り表

地区	丁目	番地
1	3丁目	17・18
2	3丁目	1・2・3・4・9・10・11・12・13・14・15
3	3丁目	5・6・7・8・16・23・24・25・26・27・28
4	4丁目	1・2・3・4・5・6・12・13・14
5	4丁目	7・8・9・10・11・15・16
6	2丁目	13・14・15・16・17・18・4丁目17
7	2丁目	1・2・3・4・5・6・7・8・9・10・11・12
8	2丁目	19・20・21・22・23・24・25・26
9	1丁目	1・2・3・4・5・10・35・36・37・38・39・40
10	1丁目	6・7・8・9・11・12・13・14・15・16・17・18・19 20
11	1丁目	21・22・23・24・25・26・27・28・29・30・31 32・33・34
12	3丁目	29・30

※令和2年度より、4丁目17は6地区とします。  
 ※平成29年度より、14地区は6地区と統合します。



図を参考に、お子さんの所属地区をご確認ください。  
 ※地区割りに関しては、児童の増減により変更する場合がありますので現行を優先してください。